

一般事業主行動計画(女性活躍)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき『一般事業主行動計画（女性活躍）』を策定しましたので公表いたします。当社は、職員が職業生活と家庭生活を両立できるような雇用環境の整備を行い、女性がますます活躍できるように次のような行動計画を策定し、その実現に努めてまいります。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 目 標

- ①男女ともに職業生活と家庭生活を両立できるような職場環境の整備を進めて、男性職員が、育児休業を取得する又は短時間勤務に変更する等の実績を1例以上実現する。
- ②職員が育児休業から復帰した時や短時間措置等の期間にも、職業生活において、一層のキャリアアップが図れるような制度の整備を進める

3. 取り組み内容

- ①仕事と家庭の両立支援（仕事と育児・仕事と介護の両立支援）の環境づくり
 - 1) 部所毎の業務内容の把握に努め、ムリ・ムラ・ムダを無くすよう標準化・効率化を進め、業務改善による業務効率の向上等、人材育成の研修会を開催する。（残業削減、有給休暇の確実な取得、育児休業等を取得しやすい環境整備のため）
 - 2) 男女職員を対象に、育児休業・産後パパ育休に関する制度等について、制度の説明を行う。
 - 3) 管理職や男女労働者を対象に、仕事と家庭の両立支援制度（仕事と育児・仕事と介護の両立支援）や、人材マネジメントやハラスメント防止等、働き方改革も含め、研修会を開催する。
- ②職員が育児休業から復帰した時や短時間措置等の期間にも、職業生活において、一層のキャリアアップが図れるように、計画的に職務に関する知識や技術のレベルアップ研修と階層別の職員研修を実施する